

36 危険物取扱者保安講習について

1 危険物取扱者保安講習の受講義務

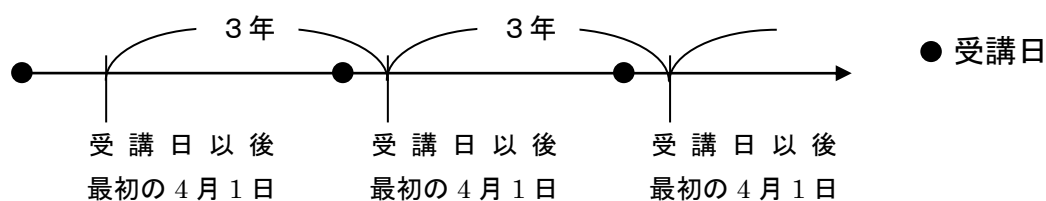
製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受講しなければなりません。

2 危険物取扱者保安講習の受講時期

危険物の取扱作業の従事状況によって時期が変わりますので注意が必要です。

(1) 継続して危険物の取扱作業に従事している場合

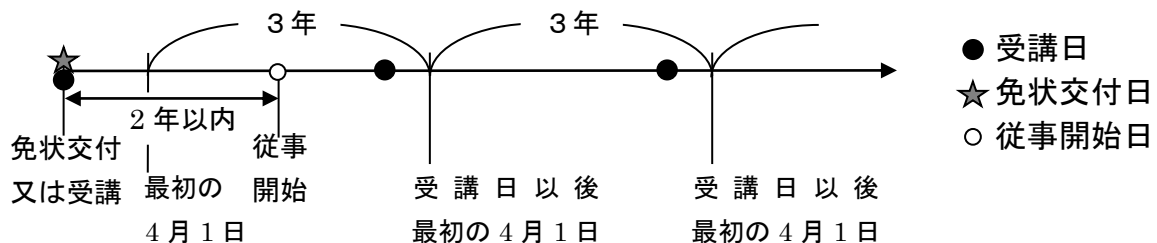
受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講する。



(2) 新たに危険物の取扱作業に従事することとなった場合

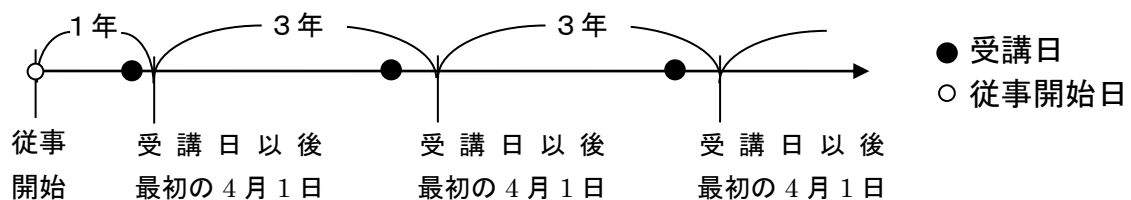
① 従事開始日前2年以内に免状の交付又は講習を受講している場合

免状交付日又は受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講する。その後、受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講する。



② 上記以外の場合

従事開始日から1年以内に受講する。その後、受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講する。



(3) 危険物の取扱作業に従事しなくなった場合又は従事していない場合

法令上、受講の義務はありません。

※消防課ホームページで、講習の日程を御案内しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0404/yobou/kiikenbutuhoannkosyu3.html>